



令和 7 年 3 月 28 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

難聴高齢者補聴器購入費助成事業 の開始について

認知機能の低下や閉じこもりを予防し、社会参加及び地域交流を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない非課税世帯の難聴高齢者に対して、補聴器購入費の一部を助成します。

記

1 対象者（以下の全ての要件を満たす方）

- (1) 申請日時点で、市内に住所を有している 65 歳以上の方
- (2) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- (3) 耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器が必要とされた方
(基準：両耳の聴力レベルが 30 dB 以上)
- (4) 市民税非課税世帯に属している方

2 助成内容

医療機器に該当する補聴器本体の購入費の 2 分の 1
(30,000 円を上限、1 円未満は切り捨て)

3 注意事項

- (1) 対面販売による補聴器販売店で購入したものに限り、
(2) 助成対象は補聴器本体で新品に限り、
(3) 故障時の修理、メンテナンスや、集音器などは対象外
(4) 耳鼻咽喉科への受診・検査費用、文書料、送料などは自己負担
(5) 助成金交付申請前に購入されたものは対象外
(6) 予算に達し次第、受付を終了する場合があります

4 申請受付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月末日まで

5 その他

申請前に必ず介護高齢課まで問い合わせください

【お問合せ先】

豊川市役所 福祉部 介護高齢課 地域包括ケア推進係 浦・若生

TEL:0533-89-3179

Eメール: zaitaku@city.toyokawa.lg.jp

豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成事業

○内容

身体障害者手帳の交付を受けていない非課税世帯の難聴高齢者を対象として、補聴器の購入費用の一部を助成します。

○対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ・申請日時点で、市内に住所を有している65歳以上の方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ・耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器が必要とされた方
（基準：両耳の聴力レベルが30 dB以上）
- ・市民税非課税世帯に属している方

○助成内容

医療機器※に該当する補聴器本体の購入費の2分の1。

（30,000円を上限、1円未満は切り捨て。）

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定による医療機器に該当するもの。

（注意事項）

- ・対面販売による補聴器販売店で購入したものに限りません。
- ・助成対象は補聴器本体で新品に限りません（付属品は対象外）。
- ・故障時の修理、メンテナンスや、集音器などは対象外。
- ・耳鼻咽喉科への受診・検査費用、文書料、送料などは自己負担。
- ・助成金交付申請前に購入されたものは対象外。
- ・予算に達し次第、受付を終了する場合があります。

○申請受付期間

申請する年度の4月1日から2月末日まで

【お問い合わせ先】豊川市 福祉部 介護高齢課 地域包括ケア推進係
TEL：0533-89-3179

申請から助成金交付までの流れ

① 介護高齢課で相談

窓口にて対象要件を満たしているか確認のうえ、必要な書類をお渡します。

- ・難聴高齢者補聴器購入費助成金交付申請書
- ・医師の意見書

※ 市のホームページからもダウンロードできます。



② 医療機関への受診と意見書の記入のお願い

①医師の意見書を持参し、耳鼻咽喉科へ受診してください。医師に補聴器の使用が必要と認められた時は、医師意見書に必要事項の記入をお願いしてください。

※ 意見書の作成をお願いできる医師は、身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師に限ります。また、受診料、検査料、文書料等は自己負担になります。

※ 受診される病院・医院により、記入を断られる場合や、検査が後日になる場合、診断書の記入に日数を要する場合があります。

③ 補聴器の見積書の取得

購入するお店で、医療機器※に該当する補聴器の見積書を取得してください。(店頭で購入したものに限りです。)

※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定による医療機器に該当するもの。

※ 購入する補聴器と付属品等の明細がわかるものを添付してください。

④ 申請書類の提出

- ・難聴高齢者補聴器購入費助成金交付申請書
- ・医師の意見書
- ・見積書(購入機器の明細がわかるもの)
- ・添付書類
(カタログ、取扱説明書等)

上記の書類をそろえて、市役所の介護高齢課の窓口へ提出してください。



⑤ 助成の可否の決定

申請内容を審査し、助成金交付(不交付)の決定通知を送付します。交付決定者には、請求書の様式を同封します。

⑥ 補聴器の購入と領収書の取得

医療機器に該当する補聴器を購入し、領収書をもってください。

⑦ 請求書の提出

⑤の助成金交付決定通知書に同封の請求書に、振込先の口座情報等を記入し、⑥の領収書と一緒に市役所へ、交付申請日の属する年度内に提出してください。

⑧ 助成金の交付

概ね1か月後に指定口座に助成金を振り込みます。